

令和7年第12回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年12月18日(木) 開会：14時00分 閉会：15時25分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所1階 多目的室

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり
 教 育 部 次 長 小 川 亮
 教 育 政 策 課 長 //

生 涯 学 習 課 長 神 杉 朋 史
 人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二
 学 校 教 育 課 長 稲 垣 宏 美
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 有 間 博 司
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 和 也
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 俊 彦
 学 び ・ 交 流 プ ラ ザ 所 長 河 村 賢 一

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 大 竹 新 人
 教 育 政 策 課 中 尾 歩 美

6 議事日程等

| 日程 | 件 名 | |
|----|----------------|--------------------------------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 2 | 報告第20号 | 令和7年度周南市一般会計補正予算要求について |
| 3 | 議案第34号 | 周南市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
| 4 | 議案第35号 | 周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則制定について |
| 5 | 議案第36号 | 周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
| 6 | 議案第37号 | 令和7年度(令和6年度対象)教育委員会の点検・評価報告書の提出について |

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

| | |
|---|----------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
|---|----------------|

■ 教育長

ただ今から「令和7年第12回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、片山委員さんと岡寺委員さんをお願いいたします。

| | |
|---|------------------------|
| 2 | 令和7年度周南市一般会計補正予算要求について |
|---|------------------------|

■ 教育長

それでは、日程第2報告第20号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

■ 教育政策課長

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第20号「令和7年度周南市一般会計補正予算要求について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告するものです。

議案書2ページをお願いします。

報告第20号は、6つの所管課にまたがるものですが、補正理由が同様の内容であり、総括して補足説明させていただきます。

この補正予算は、人事院勧告に準拠した改正による給料表の増額改定、期末勤勉手当の支給率の増加及び通勤手当の改定に伴い、教育委員会事務局の職員、教育長及び会計年度任用職員で所管する予算のうち、歳出予算として、2ページの「児童クラブ事業費」から9ページの「学校給食管理運営事業費（新南陽）」までの26事業、合計8千414万3千円を増額するものです。

なお、表の右欄に所属課を記載しております。以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

■ 片山委員

元々予定されてた職員数を教えていただけますか。

■ 教育政策課長

所管ごとに職員何人分の増額かということによろしいですか。

■ 片山委員

はい。

■ 教育政策課長

事務局費、職員給与費等は、職員21人分です。特別職給与費等は、教育長分です。事務局一般事務費は、会計年度任用職員5人分です。小学校管理費、小学校教職員経費は、会計年度任用職員4人分です。

■ 生涯学習課長

子ども・子育て支援費、児童クラブ事業費は、会計年度任用職員329人分です。

社会教育総務費、職員給与費等は、生涯学習課職員11人分、学び・交流プラザ職員3人分、人権教育課職員2人分、図書館職員13人分、文化振興課職員13人分の合計42人分です。

■ 学校教育課長

教育指導費、教育支援センター事業費は、会計年度任用職員5人分、英語教育推進事業費は、会計年度任用職員1人分、教職員研修推進事業費は、会計年度任用職員2人分、学校図書館活用推進事業費は、会計年度任用職員26人分、生活指導推進事業費は、会計年度任用職員144人分、学校安全体制整備推進事業費は、会計年度任用職員1人分、教員業務支援員配置事業費は、会計年度任用職員29人分、教育情報化推進事業費は、会計年度任用職員1人分です。

■ 人権教育課長

人権教育推進費、人権教育推進一般事務費は、会計年度任用職員2人分です。

■ 学校給食課長

学校給食費、職員給与費等は、職員11人分、学校給食管理運営事業費の栗屋から新南陽までは、会計年度任用職員各1人分です。

■ 中央図書館長

図書館費、図書館管理運営事業費は、会計年度任用職員28人分、移動図書館管理運営事業費は、会計年度任用職員2人分です。

■ 教育長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第20号を承認いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

続く、日程第3、議案第34号「周南市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則制定について」及び、日程第4、議案第35号「周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則制定について」につきましては、同一課から提出された関連する案件であ

りますことから、一括して議題とし、説明を受け、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※異議なしの声)

| | |
|---|--------------------------------------|
| 3 | 周南市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
| 4 | 周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則制定について |

■ 教育長

それでは、議案第34号、及び議案第35号を一括して審議いたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

■ 教育政策課長

説明に入る前に、正誤表の配付をさせていただいておりますが、議案書11ページ及び13ページの改め文、及び18ページ及び21ページの新旧対照表の改正案について修正がございました。

11ページの第5条第1項第5号に新たに規定した地域クラブにおいて、令和5年10月に策定した方針名が誤っており、正しくは「周南市中学校部活動の地域移行に係る方針」ではなく、「周南市地域クラブに係る方針」でございます。お詫びして訂正いたします。

議案書10ページをお願いいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 第2条第11号の規定によるものでございます。

議案書11ページをお願いいたします。

12月議会において、周南市学校施設使用条例の一部を改正する条例を上程しているところですが、この条例改正が承認された場合、速やかに施行される予定であることから、条例改正の承認前ではありますが、規則改正についても条例と同日施行できるようお諮りするものです。

この度の改正は、条例改正に関連するもの及び部活動の地域展開を踏まえ、小中学生の受け入れを可としている地域クラブに対して、使用料の免除を新たに規定するもの、その他各条文の文言整理など、必要な改正を行うものです。

それでは、議案書17ページから24ページの新旧対照表に基づいて、主な改正点について、説明いたします。

17ページをお願いします。

第2条は、使用時間についての規定です。

この度の条例改正において、利用時間の区分を1時間あたりに変更したことで、固定照明設備を有する屋外運動場の使用時間の記述が削除されたことから、あらためて、規則において、固定照明設備のある屋外運動場の使用時間を規定しています。

第3条は使用許可の手続きを規定しており、学校施設使用許可申請書に減免申請書を併記す

る様式への変更と、提出先として教育委員会を明記しています。

第5条は、使用料の減額又は免除の規定となり、新たな減額規定の追加、その他各項において、文言の整理をしています。

まず、第1項についてですが、使用料の減額又は免除の基準を各号で定めており、減免基準の追加をしています。

各号の変更箇所としましては、第4号では、「認定こども園」を加え、「教育目的」から「保育又は教育目的」に変更しています。

第5号では、新たに、周南市地域クラブのうち、営利を目的とせず、市内の小学生及び中学生に対してスポーツ又は文化芸術の活動の場を提供する団体が活動目的に沿って使用するときは免除とすること、またこれに合わせて、第1項ただし書きで、第5号も固定照明設備使用料を免除する規定を加えました。

第7号では、新たに大学及び高等専門学校の第4学年、第5学年、専攻科が教育目的で使用するときの減額規定を加えています。

第8号は、現行の5号の記載の順序を整理したもので内容の変更はありません。

次に、第2項では、予算に関することは市長権限であるため、「教育委員会」を「市長」に変更しています。

また、第4項では、減免申請書が使用許可申請書に併記する様式の変更に伴う規定を変更しています。

第8条は、使用許可の取り消し等により生じた損害に係る市の責任について整理しており、第11条第2項を削除し、第8条第2項として新たに追加し、整理しています。

第12条として、新たに「使用者の事故」に関する規定を追加いたしました。

なお、議案書21ページ以降の関係する申請等様式につきましても、必要な改正を行っております。

最後に、16ページ、附則としてこの規則の施行日を公布の日からとすること、改正後の規則は令和8年4月1日以後に施設使用に適用されること、改正前の様式は当分の間、必要な調整をして使用することができる経過措置について規定しています。

以上で「周南市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の説明を終わります。

次に、議案第35号「周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則制定について」説明をいたします。

議案書25ページをお願いいたします。

提案理由は、同じく、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定によるものでございます。

この度の改正は、こちらも条例改正及び部活動の地域展開を踏まえ、必要な改正を行うものです。

それでは、議案書27ページから29ページの新旧対照表に基づいて主な改正点について

説明いたします。

第2条では、条例改正に合わせて、「(講堂を含む。)」を削っています。

第5条及び第6条は、使用許可に係る規定となり、先ほど説明した、改正後の周南市学校施設使用条例施行規則で規定しています、使用許可の申請書及び許可書を準用する規定としております。

第7条は、補助執行の規定となり、現行では使用許可の申請及び許可書の交付を補助執行させる規定になっていますが、「前2条」を削ることで、実情に即して、スポーツ開放全般の事務を補助執行してもらう規定に修正しております。

なお、議案書28ページ以降の様式は、削除しています。以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

■ 吉本委員

18ページの学校施設使用条例施行規則第5条第2項の「市長が特に必要と認める場合」について、「教育委員会」から「市長」に変わる点について、予算に関することは市長権限ということですが、実際にはどのように判断されるのでしょうか。

■ 教育政策課長

もともと予算に関することは、市長権限でありましたので、この度の規則改正で整理しました。

■ 吉本委員

他の課に関しても、教育委員会だけでなく予算に関するものはすべて市長権限なのか。

■ 教育政策課

はい。

■ 吉本委員

もう一点、第10条、使用後の措置ということで、直ちに施設等を原状に復し、返還しなければならないということですが、現行の規定では「指定するものの検査を受けて」とあるのがこの度削除されていますが、これは、使用後に正しく返還されているかどうかをどのように判断されているのでしょうか。

■ 教育政策課長

こちらについては、使用後の時間に、校長等の教職員がいない実情に即し、今回削っています。仮にガラス破損などのトラブルがあった場合は、翌日に学校へ報告するとともに、学校から教育委員会へ連絡する仕組みを考えています。

原因が明らかに使用者である場合には、使用者負担で弁償してもらうこととなります。

■ 吉本委員

信頼関係をもとに、事前に周知をしておくということでしょうか。

■ 教育政策課長

はい。そのように考えています。

■ 教育長

他はいかがでしょう。

■ 松田委員

今の件について、現行では校長等が検査をすることになっていましたが、使用者が責任を持って原状回復するという意識につながり、私は大変よいと思います。

それと、13ページの学校施設使用許可申請書の流れについて教えてください。先ほど窓口は教育委員会になるとの説明でしたが、受付は教育委員会又は学校となっており、学校にも受付事務は残るとのことなののでしょうか。

■ 教育政策課長

基本的には教育委員会に申請書を提出し、窓口で使用料を支払う流れになりますが、学校でも受付できるような申請書としております。

■ 松田委員

学校での受付を残すのは、全市なのか一部の地域なのか実情がわかればまた教えてください。

学校では受付をしないという話も聞いたように思うのですが、流れが一本化できればと思います。

■ 教育政策課長

学校施設開放のうち、ほとんどがスポーツ開放による体育館利用です。スポーツ開放は、来年度から予約システムによる電子申請となり、紙の申請書での手続きは不要となります。

よって、スポーツ開放については学校を通さず、インターネットで空き情報を確認のうえ申請することになります。

地域行事等の学校施設開放については、従来どおり学校又は教育政策課において受付をすることになります。

屋内運動場は、これまで屋内照明については、減額免除の規定がありませんでしたが、使用料と屋内照明使用料を一本化したことにより、減額免除の規定が適用されることになりました。公益公共目的については、使用申請は必要ですが、使用料の支払いや手続きの負担はなくなります。

■ 松田委員

大変便利でわかりやすくなり、整理されたことは大変ありがたいと思います。

総合出張所でも受付ができますか。

■ 教育政策課長

はい。

■ 松田委員

スポーツ開放に関しては規則がありますが、学校施設を文化的活動で使用する場合は、学校

施設開放という扱いでしょうか。

■ 教育政策課長

そのとおりです。今後部活動の地域展開により文化的活動の利用が出てきた場合は、学校施設開放の手続きとなります。かるちゃあサポートセンターに相談しながら、具体的な申請方法については、現在協議中です。

■ 松田委員

部活動の地域展開が進むことによって、文化的な面での学校施設の活用についてもこれから随所活用されていくと考えます。施設管理上の問題等あると思いますが、利用者にとってわかりやすく、使いやすくなればよいと思います。

子どもを対象にしたレクリエーション行事の中には、スポーツだけでなく文化的な活動も含んだ催しが多いです。スポーツと捉えられがちなので、文化的な要素も含まれるのであれば、名称等も変わればよいかなと思います。

次に文言について確認させてください。

18ページの学校施設使用条例施行規則第5条第1項第4号「市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、保育又は教育目的で使用するとき」の「保育又は教育目的」の部分についてのイメージを教えてください。

■ 教育政策課長

わかりやすく整理する目的で、保育園、幼稚園、認定こども園としました。保育目的と教育目的の両方の使用が考えられるということです。

■ 松田委員

これは、学校施設使用条例施行規則であって、市内の団体が使用するの、あくまでも学校を対象とした施設を活用する施行規則ですよね。その際に、保育を目的にする使用とは、どういうものが考えられますか。

■ 教育長

幾つか例がありますか。

■ 教育政策課長

学校だけではなく、幼稚園も学校施設開放の対象としております。

■ 松田委員

保育施設の使用については、別に規則等に定めがあり活用できるということですか。それともこの規則に含まれますか。

■ 教育政策課長

この学校施設開放には、学校、幼稚園が含まれます。

■ 松田委員

認定こども園は含まれていないということですね。

■ 教育政策課長

そうです。

■ 松田委員

なぜ保育または教育目的で使用するときには免除する事にこだわるのかというと、免除に該当する活動は、どのような活動をイメージされているのか、ある程度事例があった方が、分かりやすいかと思うからです。それで確認をしました。

■ 教育長

他いかがでしょうか。

■ 岡寺委員

予約システムについて聞きたいのですが、今まで申込用紙を電子申請にしてほしいという要望をした時、予約の仕方など整理できないため難しいです、と回答されていました。現在はその課題をクリアできる方法が出来上がりつつあるのでしょうか。

予約を先にとった人が勝ちということが、不公平な取り扱いになったり、予約したものの使用しないケースなど、色々な課題があると思いますがいかがでしょうか。

■ 教育政策課長

予約システムについては、スポーツ振興課において、スポーツ開放の登録団体を対象に1月以降運用開始予定となっています。

予約システムでは、まず学校行事をあらかじめ入力し、各地区の状況にもよりますが、スポーツ登録団体の定期利用について調整会議を開き、予約を埋めていく形になる想定です。

スポーツ登録団体以外については、まずは教育政策課に申請していただいて、ネットで空き状況を確認しながら、教育政策課で予約を取っていく形を想定しています。

文化的な団体の定期利用については、文化スポーツ観光部と調整中です。

■ 岡寺委員

例えば、先ほど学校開放の話も少し出てましたが、そういうところにだんだん波及していくとか、文化活動系でも是非やって欲しいと思うのですが、その可能性はあるのでしょうか。

■ 教育政策課長

今すぐには難しいところもありますが、検討していかなければならないとは思っております。

■ 岡寺委員

よろしく申し上げます。

■ 松田委員

はい。今の件について各地域で、事情に即してやってたものがあるということで、その中で、文化関係の定期使用は当然考えることができるので、今後を注視しています。

スポーツ関係はある程度、お互いの事情がわかって、活用時間など調整をしておられるんですが、やっぱりそこに文化が入ってくると、あらためて使用のあり方を考えていかなければならないことが念頭にありましたので、その意識を持っておられることはありがたいと思います。

併せまして、先ほどからの条例に直接関係ないのですが、部活動の地域展開という言い方が、なかなか染み込んでいない中で、この度説明を受けましたので、私たちも意識して、その言葉を活用していかなければならないと思っています。

■ 教育長

市全体で地域展開ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

ほかいかがでしょう。

■ 岡寺委員

先ほどから何度か出てはいますが、例えば18ページにある地域クラブの件について、改正案の文面の中で営利を目的とせずと、それが免除の対象です、と書いてありますが、他に活動がかぶっていれば、保育や教育目的であると解釈すればいいのかもしれませんが、育成会みたいなものって、活動するときにお金を集めるんですが、それは営利になるのですか。

別にそれで利益を上げてるわけではないですが、会費として払ってもらっているというのは。

■ 教育政策課長

この営利というのは、明らかな営業活動、例えば物販ということであれば難しいところがありますが、実費負担のような形で集めて活動をされる、そういった地域クラブの活動等につきましては、免除の対象にさせていただきたいと考えております。

■ 教育長

よろしいですか。

■ 岡寺委員

はい、ありがとうございます。

■ 教育長

他はいかがでしょう。

27ページの、スポーツ開放に関する新旧対照表の、改正案第5条の2、アンダーラインがひかれているところに使用許可申請書っていう文字があるんですね。

これが17ページに、使用許可申請書っていうのは、以下、使用許可申請書という文言で書かれているので、27ページは、規則が違うので、正式名称を書かなければならないのではないかと思います。

■ 教育長

よろしいですか。

それでは、議案第34号及び第35号を決定いたします。

| | |
|---|-----------------------------------|
| 5 | 周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
|---|-----------------------------------|

■ 教育長

それでは、日程第5、議案第36号「周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正す

る規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

■ 生涯学習課長

周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

議案書の30ページから32ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものです。

このたびの規則改正は、学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、学び・交流プラザ条例の一部を改正する条例制定において、施設使用料に冷暖房使用料及び交流アリーナの照明設備使用料を一本化することに伴う様式の改正となります。新旧対照表の34ページ、35ページをあわせてご覧ください。

まず、別記様式第1号及び別記様式第3号中、一番下の段の冷暖房・照明料の表記についてでございます。

これまで照明設備使用料は、交流アリーナを使用する際に別途徴収しておりましたが、このたびの条例改正により、施設使用料に含めることから、照明料の表記を削除することといたします。

なお、冷暖房料につきましては、多目的ホールと交流アリーナ及び武道場については、施設使用料に組み込まず、現行の料金体系を維持するため、様式中の表記を残すことといたします。

このほか、事務処理の効率化を図るため、別記様式第1号中下部に決裁欄を追記し、別記様式第3号中下部にあります減免の理由欄に減免理由を追記しております。

以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

■ 片山委員

利用料の一本化ということで、照明料が使用料に含まれると、通常は高くなると思いますが、そのあたりはいかがですか。

■ 生涯学習課長

使用料については、部屋の使用料に冷暖房料を合わせた金額になりますので、今までの使用料と比べると高くなりますが、今までの使用料と冷暖房料を合わせた額で1時間ごとの料金を見ていきますと、改定後は、実は端数処理をしている関係で、数円安くなっているところが多く、上がったところも数円程度です。

■ 教育長

ほかいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは議案第36号を決定いたします。

| | |
|---|-------------------------------------|
| 6 | 令和7年度（令和6年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について |
|---|-------------------------------------|

■ 教育長

それでは、日程第6、議案第37号「令和7年度（令和6年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

■ 教育政策課長

それでは議案第37号の別紙に基づきまして説明をいたします。議案書は36ページをお願いいたします。

提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第17号の規定により、教育委員会の活動状況の点検・評価に関することについては教育委員会の権限とされていますことから、お諮りするものでございます。

それでは別紙をお願いいたします。

表紙裏の目次でございますように、報告書は大きく4つの項目から構成されております。

まず、1ページの「1はじめに」でございます。

(1)は教育委員会の事務の点検及び評価についての説明となりますが、平成27年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の改正により、市民への説明責任を果たしつつ効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の事務についても点検評価をし、議会報告及び公表することが義務付けられたものでございます。

点検評価においては、外部の学識経験者から直接評価をいただくことで、一層の事務改善に資することとしています。

次の(2)は教育委員会の概要、(3)には、事務の点検及び評価の構成について、ア・イ・ウの3項目をお示ししております。以下はこの3項目に基づいて記載しており、2ページから4ページまでの「2教育委員会の会議及び委員の活動」では、教育委員会の会議の開催状況として、定例会を12回、臨時会を1回、協議会を12回開催し、34件の議案と、16件の報告案件の審議が行われたことや、教育委員会委員の活動として、総合教育会議への出席や、幼稚園、学校訪問、研修会等への参加状況等を記載しております。

次に5ページからの「3教育委員会の令和6年度の重点事業」では、まず(1)に、第2期の周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の基本理念と、5つの基本方針、17の推進方向をお示ししております。

6ページから24ページには、(2)教育委員会の令和6年度事業を掲載しており、課ごとの基本方針、及び教育大綱に基づく対象施策と重点事業について、事業ごとに実施内容や決算額、事業評価の結果を記載しております。

なお、事務事業評価の結果については、33ページ以降に詳しい記載があります。こちらが

行政評価に基づく評価結果となっております。

また、25ページから32ページにつきましては、教育費の決算の状況を報告するものでございます。

33ページ、「4 教育委員会の行政評価」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定された教育委員会事務事業の点検評価に関する内容となります。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自主的な点検評価を実施するとともに、外部の学識経験者として、おふたりの大学教授から評価をいただいた内容を掲載しております。

続いて(1)令和6年度の事務事業評価は、周南版マネジメントシステムを活用して実施しているもので、自主的な点検評価となります。令和元年度に導入された新たな行政評価システムにより、34ページに掲げる10の評価項目ごとに、評価点を出して総合評価を判定しております。

まず、所管課において一時評価を行い、さらに部長による最終評価を行うことで点検と評価をし、課題の早期解決に繋げる現場重視の行政評価となっております。

事業ごとの評価結果につきましては、35ページから36ページに一覧表を掲載しておりますが、評価した86事業において、A評価が51事業、B評価が34事業、C評価はございませんでした。

なお、D評価の事業につきましては、令和6年度に終了する事業として一律にD評価としたものであり、その内訳は、B評価が1事業でございます。

次に、37ページから41ページは、有識者による点検評価でございます。

周南公立大学の渡部明副学長と、山口大学の霜川正幸名誉教授に評価をいただき、原文そのままを掲載しております。

渡部副学長からは、事務事業評価では今年度のAとB評価は前年度並みであるものの、総合評価が全事業において、6割のA評価、4割のB評価で占められていることも良好な事業遂行状態であり、BからAに評価向上したものは6事業あり、大いに改善があったとの評価をいただきました。

個別的な事案につきまして2項目をあげていただいております。

1点目の、「教育環境の問題について」では、

- 現役若手教員のフォロー・資質能力の向上といった人材育成については、山口県教員養成等検討協議会などの全県的会議体との議論を深めることが肝要であること
- 教員の働き方改革が提唱される中、ワークライフバランスの実現は重要であり、「教員業務支援員配置事業」「部活動指導員配置事業」「やまぐち部活動改革推進事業」の推進により、教員の負担軽減と職務に専念できる環境を構築すること
- 教育情報化推進事業においては、ICT教育アドバイザーの配置により教職員の指導力向上や児童生徒の情報活用能力の育成が推進されること
- 不登校対策としては、「教育支援センター事業」「学校・家庭支援専門家配置事業」により、重層的な支援体制により学校に行けないこどもの居場所づくりを検討すること

など、教育環境への対応策を提案いただきました。

2点目の、「地域教育の更なる推進について」では、コミュニティ・スクールを核とした学校教育と社会教育の更なる連携が地域教育力の向上につながっていくこと、そして、令和6年度に周南公立大学を事務局として始動した、学校種を超えて地域教育力向上を図る「地域共創教育コンソーシアム」といった枠組みを利用して地域教育の展開可能性を考えていくことは有益ではないか、とのご教示をいただきました。

霜川名誉教授からは、事務事業評価の結果について、「多様な教育課題や今後の地域等の変化から予測される諸問題を的確に捉え、自主的・即自的に対応できており、教育委員会所掌事業全体を通して良好に実施・推移している」との評価をいただきました。

また、特記すべき事項として4項目をあげていただいております。

1点目は、「いつの時代にも貫きたい問い」では、いつの時代であれ、教育政策・施策は、社会や地域の変化を的確に捉え、未来像を描き、一人一人の自己実現と豊かな地域づくりにおける教育の役割を明確に進められるべきである。

2点目は、「子どもの学びと教職員の学びは相似形」では、子どもたちの学びが変わるのなら、教職員の学びや研修の姿も変わるべきであり、学校の教育指導を拡充させる事業、教職員研修の転換を支える事業に対する重点化支援を期待する。

3点目は、「生涯学習振興、社会教育や家庭教育支援は地域のセーフティネットづくり」では、市教委の生涯学習振興、社会教育や家庭教育支援への思いや取組は高く評価できるが、B評価が数年継続する事業も散見されることから、こういった事業が、教育に限らず周南市の地域づくりに活力を与えているものとの認識の上で、今後の充実深化を期待する。

最後に、「教育の土台（水平軸）は人権教育」では、「Society 5.0」や「VUCA」と称される社会や時代の実現にあたっては、様々な分野で、人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養すること、そして社会の変化を踏まえつつ、人権を巡る様々な要素を随時捉えなおしていくことが必要不可欠だと言われ、教育・啓発事業の拡充とともに、その手法の工夫改善などを期待する。

以上を受け、教育委員会事務局としていただいた示唆を施策の改善と展開に生かし、今後の教育行政の推進につなげてまいります。

なお、本報告書は、本日の教育委員会で審議・決定いただいた後、必要な修正を行ったうえで議会に提出するとともに、ホームページ等で公表することとしております。

以上で、説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

■ 吉本委員

前回も申し上げて、また同じことの繰り返しになるのですが、評価までの期間が非常にあいまいなままなので霜川先生も言われているように、社会情勢の変化とそのスピードが私達の想定以上であるということから、市全体の業務の流れということ承知したうえで、改めて申し上げたいのですが、もう少し早くならないのでしょうか。

今年度から教育大綱も変わり、方針や理念も変わっており、その方向で皆さん仕事をしてられるのに、振り返りの期間が空いてしまっているのは非常にもったいないなと思います。今すぐ難しいことは重々承知ですが、仕方ないではなく、改善に繋がるような、何か方法があればいいと思います。

■ 教育政策課長

昨年も示されたのを確認しております。

今年度につきましても事務事業評価が確定するのが、8月下旬から9月にかけてであり、そこから外部の先生方に点検・評価を依頼しますと、どうしてもこの時期になってしまいます。

委員がおっしゃることは、重々承知しております。何か工夫できる点があれば、引き続き検討していきます。

■ 吉本委員

今、本当に皆さんどの場面でもどの業界でもおっしゃられるように、時代の流れが早過ぎて、ついていけないところも多少あります。そこを、本当にスピード感を持ってどうするかというのは、日頃自分事として考えて、教育委員会だけでなく、周南市、私たち自分自身もですが、そういったことを考えながら改善していかないと、課題はまだまだ山積みだと思います。

深く考えなければならないからこそ早目に始めるといった姿勢が必要だと思いますので、ぜひ一緒に考えていきたいと思います。よろしくをお願いします。

■ 松田委員

この事業評価そのものについては客観的に受けとめられるということで、内容的は理解しています。

37ページの渡部先生のお話の中で、いわゆるA評価B評価、概ね好評であって、BからAに、評価を向上したものが6事業あったと、大変成果が上がっている中でですね、今度は霜川先生の、40ページの後半、左のページの「しかし」の中で、B評価、概ね目標を達成したとされながら、B評価となった原因の分析が曖昧で、改善改革の方向性や具体が見えないものがあつた、とあります。まさに、この通りだと思います。

渡部先生も37ページで、最初にこれは6年度の事業概要と7年度の点検で評価をする、と書いてくださっているので、その時点の評価に基づきながら、その時Bであったものについて、今実際に取り組んでおられる課長さんたちは、先ほどの、この原因は何だろうかとか、ここはこのように改善できるのではないだろうかとか、そのBに該当するようになった根拠があれば聞かせていただけたらと思いました。

確かに、事業自体は、一昨年度のものですが、あれから考えてやっぱりそれぞれみんな続いてますよね。続いてきて、毎年B評価がついてるものもあれば、結果が変わったもので見れば、Bに変わった中1つが図書館のシステム管理運営費。それがどうしてBになったのか、Bとせざるをえないのか、何か思いがあれば、お伺いできればと思います。

毎年Bがついてるものについても、もうこれは先ほどの評価で言えば、概ねという形の、ものでしか対応ができない状況であるのか、もしくは、こういうふうになんか改善の見通しが立って、この辺を変えたらAに該当すると思いが、それぞれの課長におありではないかと思う

んですね。

そのあたりを伺えたらいいなと思います。

併せまして、霜川先生が書かれている、40ページのところの3、子供の学びと教職員の学びのところですね。

新たな学びの姿が、色々なところで見えると評価していただいています。

これはとってもありがたいことで、外から見て、今周南市がやろうとしていることもがまんなかの事業ということが実現できているのではないかと思います。

その右のページに学校の教育指導を拡充させせる事業、教職員研修の転換を支える事業に対する重点化、支援を期待すると書いてありますが、やはりこれだと思います。

どのような施策事業を展開すればこうなるのかということは、他の事業の目的や評価の面と違うところがあり、難しいかもしれませんが、備品の拡充や、施設を更新していくということだけではなく、教職員研修など、どのように資質を高めていくかという視点を持って事業展開する必要があるのではないかと思います。

来年度に期待したいと思っています。

それから4の生涯学習振興、社会教育、家庭支援というところと、渡部先生も言われている地域との連携について、他市のお話を聞くと教育委員会だけではできない面が多くなってきているように思います。

学校教育以外は全部社会教育と言われていますが、学校教育を支えるものの中に今、社会教育が大きな力を持っています。地域連携も含めて。

だから、組織の転換というか、教育委員会だけでやっていくものと、全市一体となってやっていくものに視点を結びつけていかなければならないのかなと思っています。

その意味で、こどもまんなか宣言とこどもまんなか教育が今掲げられているので、それをぜひ意識づけていくと、学校教育の面でも、すごく大きな支えになるような気がします。

だからその文言はとても大事にしたいと思っています。

以上、読ませていただいて、確かに事業としては1年遅れてますけど、内容的には今でもこの視点は、反省点として持っていたり、事務局が頑張ってこられた成果としてとらえていくには大事なもののなのだと、ちょっと意識も変わってきております。

よろしければ、なぜ評価がBなのかについてご意見がありましたらお聞かせください。

■ 教育長

今、松田委員のご意見にありました、学校教育に関しては、教職員の研修のあり方や今後の方向性について、今後の課題ということで、しっかり捉えていただけたらと思います。

学校教育以外の社会教育の分野においても生涯学習課としてどういう取り組みを進めているのか、あるいは人権教育課、社会教育施設、図書館等も含めて、どういう取り組みを進めていけばいいのかということを考えながら、施策を進めていただけたらと思います。

それでは35ページ36ページで、B評価が続いている事業、あるいは新たにB評価になった事業について、ぜひ述べておきたいというところがありましたらお願いします。

■ 中央図書館

システム管理運営費についてお話がありましたので、少し説明をさせていただければと思います。

A評価がBになっているところですが、システム更新にあたって、単にシステムの更新申請の利便性が上がった、電気代が下がった、経費が安くなった、そういうものだけでなく、ホームページの更新や読書手帳などが副産物として、出来ておりますので、Bにはなりましたが、取り組みとしては、満足度の高いものになったのではないかと考えております。

■ 松田委員

今のお話も聞きながらですね、以前からやってきたこと以上に視点や取り組み内容が増えてきて、それが今進行中であるからBであるというような、捉え方になると思うんですね。

だから、やっぱり評価だけでは見えない、今頑張ってるところがあるっていうことですよね。そのような捉え方でよろしいでしょうか。

■ 中央図書館長

1点補足します。AからBになったのが、活動指標として、予約リクエストの件数が目標値に達しなかったということが原因の一つです。しかしながら指標で示しておりますとおり、更新にあたって、利便性の向上やサービス拡充という点は目標に達していると思っております。

確かにこの原因としては、実績値ではございますが、取り組みとしては目標達成と考えます。

■ 松田委員

こういう情報をいただけると、評価の具体的なところも見えてきます。ありがとうございます。

■ 教育長

ほかにありましたら、どうぞ。

■ 学校教育課長

はい、35ページの充実した学校サポート事業費は、各学校の様々な業務、移動費であるとか、あるいは環境整備、周南市の地域の資源、施設を見学するときの予算です。

これがBになっている原因は、学校によってこの意図を汲んでしっかり活用していただいているところもあれば、本来活用ができるはずなのに、使用実績がない学校もあるという、格差があることで、全ての学校に積極的に活用していただきたいという理由でB評価にしています。

それと、大きな目標としては確かな学力、豊かな心を育む教育の充実に向けてということで、この事業の目的が設定されておりますけれども、学校行事1つ1つが、こどもさん一人一人のつきたい資質能力の向上にどのように反映されているかは、なかなか検証がしづらいという理由でB評価としています。

それから、学校図書館活用推進事業につきましては、学校図書館司書、学校図書館指導員を配置していますが、実際には国が規定している第6次学校図書館図書整備等の5年計画の基準にはまだ配置の状況が達していないということがあり、B評価にさせていただいて、財政部と折衝し、何とか人数を確保していこうということで、来年度の当初予算では、国の計画通り

になるようにということをやっているというところですよ。以上です。

■ 生涯学習課長

はい、生涯学習課では、A評価とB評価がほぼ同じぐらいの件数になっております。

職員の方もですね、事業の件数や事業の案件が非常に多く、日々追われながら業務をこなしているという、現状があります。とはいえ、昨年と同じことを繰り返しているわけにはいかないということで、ただ、今年取り組んで来年すぐ変わることもそこまで大きくはないかもしれませんが、ただ、意識としては、10年後の、この事業はどうなってるだろうというのを常に考えながら、みんなでやっていきたいと思いますということで、その10年後の姿を思い描きながら、今取り組みをしております。

その中で、社会教育委員さんの会議の方に、同じような投げかけをさせていただきまして、いろいろとアイデアや、事業の方向性をですね、相談しながら、進めて行くというところを準備しています。

■ 教育長

はい、ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

■ 教育政策課長

はい。36ページの上段に掲げております学校施設の改修だとか、特別教室の空調設備整備ですが、学校施設につきましては、ご存じの通り30年以上が経過するものがありまして、長寿命化計画に基づいて、優先順位をつけて実施しているところです。

中長期的な視点で見ると、トータルコストの削減や予算の平準化が課題となっており、効率よく進めていく必要があると思います。

前回の総合教育会議の議題であった、学校の適正規模適正配置についても今後進めていきたいと思っております。

また、特別教室空調整備事業は、先日の協議会等でもご説明させていただき、今進めているところですが、入札遅れ等があり、当初の予定より少し遅れています。

12月補正で、予算を計上いたしました。1日でも早い設置を目指していきたいと思っております。

■ 岡寺委員

点検評価が遅いということは、この仕組みが少し間違っているのではないかと、振り返りも必要かと思えます。

評価表という書式で、結果を出すためにまとめてますという、この仕組み自体を見直すということも、考える必要があるのではないかと思います。

改善とよく言いますが、問題が発生して、直していくというそのプロセスを、スピード上げていかなければ、今これを反省してるけど、もう進んでますみたいな話になってしまいます。

例えば報告書はこれで毎年やっているの、今までのものと見比べるために、また別に、もう少し分散化した、もしくはタイムリーに評価するものとか、評価報告し合える何か仕組みが要るのではないかと思います。

■ 松田委員

はい。今の件ですが、その中で何ができるかということをお伺いして、実はさっき言われたことは、今度の事業評価と来年度の事業評価で、表現が変わってきたり、視点が具体化されるなどそういうところも期待しています。

今までここまで話したことがなく、各課の思いもお尋ねしたことがなかったので、私たちもこのシステムだけについて意見をしてきましたが、このシステムで行われている限りはそこからの改善という意味で、岡寺委員が言われることはもっともです。

そのことを意識しつつ、やっぱり次の来年度の事業評価をそういう目で見させていただいたらと、内心想っています。以上です。

■ 教育長

ほかよろしいですか。

■ 岡寺委員

問題点、課題があったから解決し、終わったら次の課題が発生して、という経緯が追えるような資料はありますか。

■ 松田委員

それを見るのが私たちの役目だと思います。

■ 教育部長

今年度から教育大綱が新しくなり、毎年度作成している市の教育事業概要も体裁を大幅に変更し、お示しさせていただいたところです。

実は、教育委員会の点検評価報告書は、これまでの事務事業と教育事業概要と、対になる形で作られているもので、今回は令和6年度が対象でしたので、同じような形で、提出をさせていただいたんですが、次年度、令和7年度の振り返りに関しては、周南市の教育事業概要が変わっており、それぞれに目標値などが書いてあり、予算額や決算額も今までと異なる書き方をしているので、それを活用した評価、新たな様式も考えられるのではないかと思います。

改善点をたくさんいただきましたので、それは事務局でしっかり取り入れて、対応できるところはしていきたいと思っております。ありがとうございました。

■ 教育長

よろしいでしょうか。

それでは議案第37号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「令和7年第12回 教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____